

看護学教育協議会規程

平成16年4月13日 制定
最終改正 平成27年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、看護学教育協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、看護学教育担当の専任教授、准教授及び講師（以下「協議会員」という。）をもって組織する。なお、看護教育部長が必要と認める場合には、その他の看護学教育専任教員を出席させることができる。

(会議)

第3条 協議会は、原則として毎月1回看護教育部長が招集するものとする。ただし、看護教育部長が必要と認めたときは、協議会を開催することができる。

2 会議は、協議会員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

(議長)

第4条 協議会の議長の職務は、看護教育部長が行う。

2 議長に事故あるときは、あらかじめ議長の指名した専任教授がその職務を代行する。

(審議事項)

第5条 協議会は、次の事項を審議する。

- 一 看護学教育に関わる教育課程に関すること。
- 二 看護学教育に関わる試験日程に関すること。
- 三 看護学教育に関わる学生の成績に関すること。
- 四 その他協議会に関わる教育及び研究に関すること。

(協議会員以外の者の出席)

第6条 議長は、必要があると認めたときは、協議会員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は教育支援課において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、協議会において定める。

附則（平成16年4月13日）

この規程は、平成16年4月13日から施行する。

附則（平成19年4月11日）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附則（平成20年2月13日）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則（平成24年4月1日）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則（平成27年3月 日）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。